

〇〇建物共同自衛消防組織連絡協議会（例）

1. 目的

この協議会は、消防法第 8 条の 2 の 5 に基づき〇〇ビル内の自衛消防組織設置義務対象の事業所の各管理権原者の協議により共同自衛消防組織を設置することを目的とする。

2. 連絡協議会の設置

共同自衛消防組織を設置するため別記 1 別表 1 「共同自衛消防組織連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

3. 連絡協議会長等

- (1) 連絡協議会の会長は、〇〇(株) 代表取締役社長〇〇〇〇とする。
- (2) 副会長は、△△(株)代表取締役社長△△△△とする。
- (3) 会長は、自衛消防組織を設置（変更）したとき、消防機関に届出する。

4. 連絡協議会の審議事項等

- (1) 連絡協議会の設置及び運用に関すること
- (2) 統括管理者の選任に関すること
- (3) 共同自衛消防組織が業務を行う範囲に関すること。
- (4) 共同自衛消防組織の見直しに関すること。
- (5) 共同自衛消防組織の要員に対する教育訓練に関すること。
- (6) その他共同自衛消防組織に関すること。

5. 統括管理者の選任

統括管理者は、〇〇(株)防災担当部長〇〇〇〇とする。

6. 連絡協議会の事務局

連絡協議会の事務局は、会長の事業所に置くものとする。

7. 自衛消防組織が業務を行う範囲

自衛消防組織が業務を行う範囲は、〇〇ビル建物全体及び敷地部分とする。

8. 自衛消防組織の編成等

自衛消防組織の編成及び主な任務は、別記 1 別表 2－1 「自衛消防組織の編成表」、別記 1 別表 2－2 「自衛消防組織の任務」のとおりとする。

9. 自衛消防組織の見直し等

会長は、訓練の実施結果及び連絡協議会構成員の交代等を踏まえ、自衛消防組織の見直しを行うものとする。

10. 教育訓練

統括管理者は、自衛消防組織の要員に対し計画的に教育訓練を行い、要員の活動能力の向上と連携を図るものとする。

1 1. 資格管理

会長は、統括管理者及び本部隊の班長の自衛消防業務講習資格について管理するものとする。